

大分県報

平成十九年
号外（二七）
三月三十日

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

- 大分県議会議員の任期満了による一般選挙の期日……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法……………二
- 大分県議会議員選挙に用いる点字投票用紙に表示する選挙の種類と点字……………二
- 大分県議会議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………二
- 大分県議会議員選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………二
- 大分県議会議員選挙（速見郡選挙区を除く）における開票の事務と選挙会の事務との合同……………二
- 大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………二
- 大分県議会議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………四
- 大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時……………五
- 大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票の順序……………六

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十九号

大分県議会議員の任期満了による一般選挙の期日は、次のとおりである。
平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲

平成十九年四月八日

大分県選挙管理委員会告示第五十号
平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。
平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲

平成十九年四月八日執行
大分県議会議員選挙投票

大分県選挙管理委員会之印

○注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 一 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九センチメートル、横十三センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

平成十九年三月三十日

大分県報号外（選管委告示）

平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙に用いる投票用紙、不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

梅

木

哲

一 投票用紙及び不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印

二 仮投票用封筒 市（町）（村）選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第五十二号

平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

梅

木

哲

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第五十三号

平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり点字で表示する。

平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

梅

木

哲

県議

大分県選挙管理委員会告示第五十四号

平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

梅

木

哲

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元

5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元

6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円

2 超過勤務手当 一日につき二の1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額

2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第一九七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元

3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第五十五号

平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。

平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

梅

木

哲

検印を行う方法

大分県選挙管理委員会告示第五十六号

平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙（速見郡選挙区を除く。）における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

梅

木

哲

大分県選挙管理委員会告示第五十七号

平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

平成十九年三月三十日

大分県報号外（選管委告示）

三

大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲													
選挙区		区分		住所		氏名		津久見市		竹田市		豊後高田市	
大分市	選挙長	職務代理者	選挙長	選挙長	選挙長	選挙長	選挙長	津久見市	選挙長	選挙長	選挙長	選挙長	選挙長
大分市大字羽屋一五九番地の一	衛藤嘉幸	神矢壽久	堀 榮治	糸永正行	奥田 隆	飯沼昌彦	竹内一晃	安部敏朗	岡上 登	高瀬精市	中野五郎	鷺上幸男	久保田直
別府市大字鶴見四〇五〇番地の三八	別府市大字鶴見二三三一番地の三二	中津市大字福島一九七六番地	中津市七七八番地の一	日田市本町七番八号	日田市田島一丁目五番五〇号	佐伯市城南町一〇番一〇号	佐伯市大字青山七二八五番地	白杵市野津町大字垣河内一八九六番地	白杵市野津町大字野津市三六五番地	津久見市大字網代五七九八番地の一			
津久見市大字千怒一三三三番地	森 文夫	永富英雄	北畠法文	安東道男	興田信一	宮脇正直	松本兼次	市丸恒典	三代猛臣	三代英昭	二ノ宮健治	秋吉洋一	綾部静男

平成十九年三月三十日

大分県報号外（選管委告示）

国東市・東国東郡		選挙長	国東市安岐町吉松八一番地一	河野 壽幸
速見郡		選挙長	日出町大字豊岡六六〇番地	一宮 公人
玖珠郡		選挙長	大分市数戸西町一五番一	田原 信夫
		選挙長	日田市田島二丁目八番四一	穴井 博文
		職務代理者	日田市大字十二町七〇八番地二 県職員住宅二〇三	清水 恒雄

大分県選挙管理委員会告示第五十八号

平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げるとおりである。

平成十九年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲

平成十九年三月三十日

選挙区	選挙長が事務を行う場所
大分市	大分市金池町三丁目二番三 大分市金池会館 大会議室
別府市	別府市上野口町一番一五 別府市役所 五階 大会議室
中津市	中津市豊田町一四番地の三 中津市役所 四階 研修室
日田市	日田市田島二丁目六番一 日田市役所 六階 六〇一会議室

佐伯市	佐伯市中村南町一番一 佐伯市役所 本庁舎 三階 第二委員会室
臼杵市	臼杵市大字臼杵七二番一 臼杵市役所 臼杵庁舎 三階 三〇一会議室
津久見市	津久見市宮本町二〇番一五 津久見市役所 新館 二階 津久見市議会応接室
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市役所 三階 会議室
豊後高田市	豊後高田市御玉一一四番地 豊後高田市役所 高田庁舎 三階 会議室
杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市役所 本庁舎 二階 第一会議室
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市役所 四階 大会議室
豊後大野市	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 豊後大野市役所 本庁舎 三階 第一委員会室
由布市	由布市庄内町柿原三〇二番地 由布市役所 庄内庁舎 三階 会議室六
国東市・東国東郡	国東市国東町鶴川一六〇番地二 アストくにさき 中会議室
速見郡	速見郡日出町字仁王山三五三一番二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室
玖珠郡	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番一 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室

平成十九年三月三十一日以後

選挙区	選挙長が事務を行う場所
大分市	大分市荷揚町二番三一 大分市選挙管理委員会事務局

別府市	別府市上野口町一番一五号 別府市選挙管理委員会事務局	
中津市	中津市豊田町一四番地の三 中津市選挙管理委員会事務局	
日田市	日田市田島二丁目六番一号 日田市選挙管理委員会事務局	
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市選挙管理委員会事務局	
臼杵市	臼杵市大字臼杵七二番一 臼杵市選挙管理委員会事務局	
津久見市	津久見市宮本町二〇番一五号 津久見市選挙管理委員会事務局	
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市選挙管理委員会事務局	
豊後高田市	豊後高田市御玉一一四番地 豊後高田市選挙管理委員会事務局	
杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市選挙管理委員会事務局	
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市選挙管理委員会事務局	
豊後大野市	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 豊後大野市選挙管理委員会事務局	
由布市	由布市庄内町柿原三〇二番地 由布市選挙管理委員会事務局	
国東市・ 東国東郡	国東市国東町田深二八〇番地二 国東市選挙管理委員会事務局	
速見郡	国東市国東町安国寺七八六番一 大分県東部振興局	
玖珠郡	日田市城町一丁目一番一号 大分県西部振興局	
大分県選挙管理委員会告示第五十九号 平成十九年四月八日執行の大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に掲げるとおりである。 平成十九年三月三十日 大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲		
選挙区	場 所	日 時
大分市	大分市青葉町大洲運動公園内 大分県立総合体育館 大体育室	四月八日 午後九時十五分
別府市	別府市大字別府三〇二六番地の一 別府市民体育館	四月八日 午後九時十分
中津市	中津市豊田町一四番地の三八 中津体育センター	四月八日 午後九時
日田市	日田市田島三丁目二九番 日田市総合体育館	四月八日 午後九時
佐伯市	佐伯市長島町一丁目一番一号 鶴谷中学校 屋内運動場	四月八日 午後八時三十分
臼杵市	臼杵市大字諏訪字中ヶ迫五九五番五 臼杵市諏訪山体育館	四月八日 午後八時三十分
津久見市	津久見市大字千怒五三三八番地 津久見市民体育館	四月八日 午後九時
竹田市	竹田市大字玉来一番地一一 竹田市体育センター	四月八日 午後八時
豊後高田市	豊後高田市玉津四七三番地 高田中学校 体育館	四月八日 午後八時三十分

平成十九年三月三十日

大分県報号外（選管委告示）

平成十九年三月三十日

大分県報号外（選管委告示）

杵築市	杵築市大字杵築一番地 杵築中学校 体育館	四月八日 午後九時
宇佐市	宇佐市大字下高七二〇番地 宇佐市農業者トレーニングセンター	四月八日 午後九時三十分
豊後大野市	豊後大野市三重町内田八七八番地 豊後大野市総合文化センター 大ホール	四月八日 午後八時三十分
由布市	由布市庄内町柿原四九番地 庄内中学校 体育館	四月八日 午後九時十五分
国東市・ 東国東郡	国東市国東町田深二八〇番地二 国東市役所 三階 会議室	四月九日 午後一時三十分
速見郡	速見郡日出町字仁王山三五三一番二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	四月十日 午前十時
玖珠郡	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番一 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室	四月十日 午前十時
大分県選挙管理委員会告示第六十号 平成十九年四月八日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票の順序は次のとおりとする。 平成十九年三月三十日 大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲 一 大分県知事選挙の投票 二 大分県議会議員選挙の投票		